

米軍再編の進捗状況について

令和6年4月
防衛省 地方協力局

沖縄における米軍施設・区域の現状

- 沖縄県には、**31の米軍専用施設**が所在。
- また、沖縄県民の約8割（約120万人）※の方が生活している沖縄本島中南部の人口密集地には普天間飛行場などの16の米軍専用施設が所在

※沖縄県統計資料の推計人口

（2024（令和6年）1月1日時点）

嘉手納飛行場

【第18航空団】

- ・F-15戦闘機
- ・KC-135空中給油機
- ・HH-60ヘリ
- ・E-3早期警戒管制機
- ・MQ-9無人機（期限を定めない一時展開）など

【沖縄艦隊基地隊】 【対潜哨戒機中隊】

- ・P-8A哨戒機 など

【第1-1防空砲兵大隊】

- ・ペトリオットPAC-3

トリイ通信施設

- 【第10支援群】
- 【第1特殊部隊群（空挺）第1大隊】

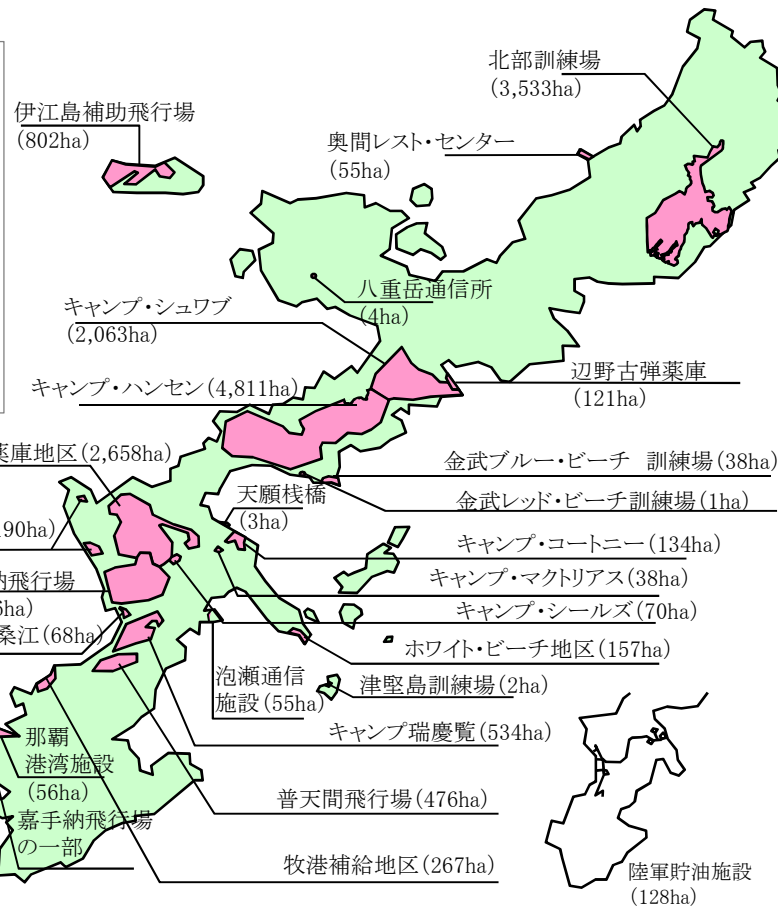
キャンプ瑞慶覧

- 【第1海兵航空団司令部】

牧港補給地区

- 【第3海兵後方支援群司令部】

※ 在日米軍ホームページなどをもとに作成



凡例

在日米陸軍

在日米海軍

在日米空軍

在日米海兵隊

キャンプ・シュワブ

- 【第4海兵連隊（歩兵）】

キャンプ・ハンセン

- 【第12海兵沿岸連隊（砲兵）】
- 【第31海兵機動展開隊司令部】

キャンプ・コートニー

- 【第3海兵機動展開部隊司令部】
- 【第3海兵師団司令部】

ホワイト・ビーチ

- ・港湾施設
- ・貯油施設

普天間飛行場

- 【第36海兵航空群】
- ・CH-53ヘリ
- ・AH-1ヘリ
- ・UH-1ヘリ
- ・MV-22オスプレイ など

米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けたこれまでの取組

いわゆる「23事案」

- 1990（平成2）年、日米両政府は、地元の要望の強い事案を中心に、23事案の土地の返還手続を進めることについて合意。一部を除き、合意された全ての施設・区域が返還済み。

未返還の施設名	未返還の面積
キャンプ桑江（一部）※	約0.5ha

※ SACO最終報告に引き継ぎ

沖縄に関する特別行動委員会（SACO※）最終報告

- 1996（平成8）年、日米両政府は沖縄県の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」最終報告を取りまとめ、11件の土地の返還について日米で合意。在日米軍再編に引き継がれた一部を除き、合意された全ての施設・区域が返還済み。

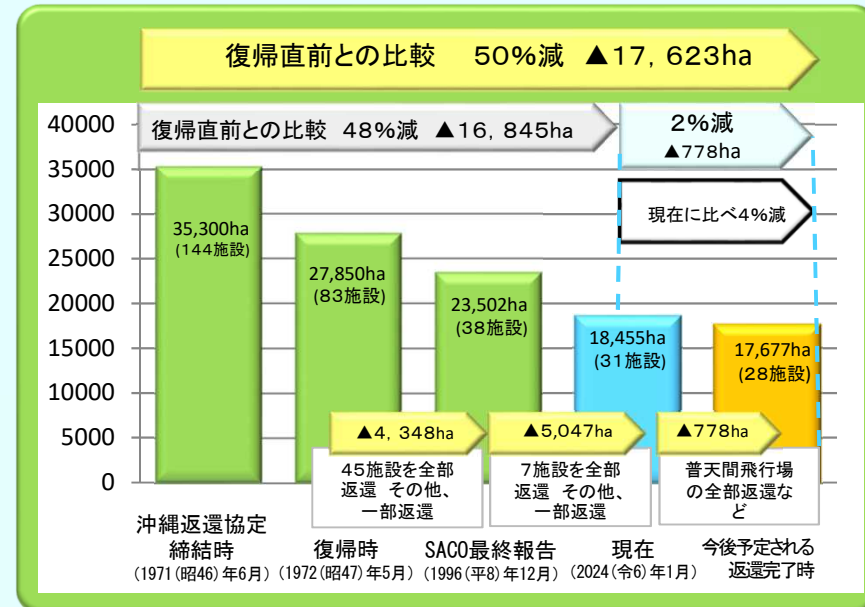
<返還済み>	<在日米軍再編へ>
- 北部訓練場（過半の返還）：2016(H28).12、約4000ha - 安波訓練場（全面返還※）：1998(H10).12、約480ha - ギンバル訓練場（全面返還）：2011(H23).7、約60ha - 楚辺通信所（全面返還）：2006(H18).12、約53ha - 読谷補助飛行場（全面返還）：2006(H18).12、約191ha - 瀬名波通信施設（部分返還）：2006(H18).9、約61ha	- 普天間飛行場 - 牧港補給地区 - 那覇港湾施設 - キャンプ桑江 - 住宅統合 (キャンプ瑞慶覧、キャンプ桑江)

在日米軍再編

※ 共同使用の解除

- 2006（平成18）年、SACOの取組に加えて、日米両政府は、抑止力の維持を図りつつ、地元の負担軽減を進めるため、土地の返還や部隊配置の見直しを含む在日米軍再編の施策を実施する「再編の実施のための日米ロードマップ」を取りまとめ。

沖縄県における米軍専用施設の面積推移 ～過去 → 現在 → 今後～



注1： 現在に至るまでの面積は、その時点の実績

2： 今後予定される返還完了時の面積は、既に計画された返還が実行された場合の数値（2024（令和6）年1月現在）

3： 今後予定される返還が完了した場合、全国の米軍専用施設に対する沖縄県所在の米軍専用施設の割合は、2024（令和6）年1月1日時点の70.3%から69.4%となる見込み。

4： 計数は四捨五入によるため符合しないことがある

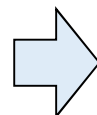
※ SACO：Special Action Committee on Okinawa

SACO最終報告の概要・進捗状況等

経緯

世論の関心が高揚

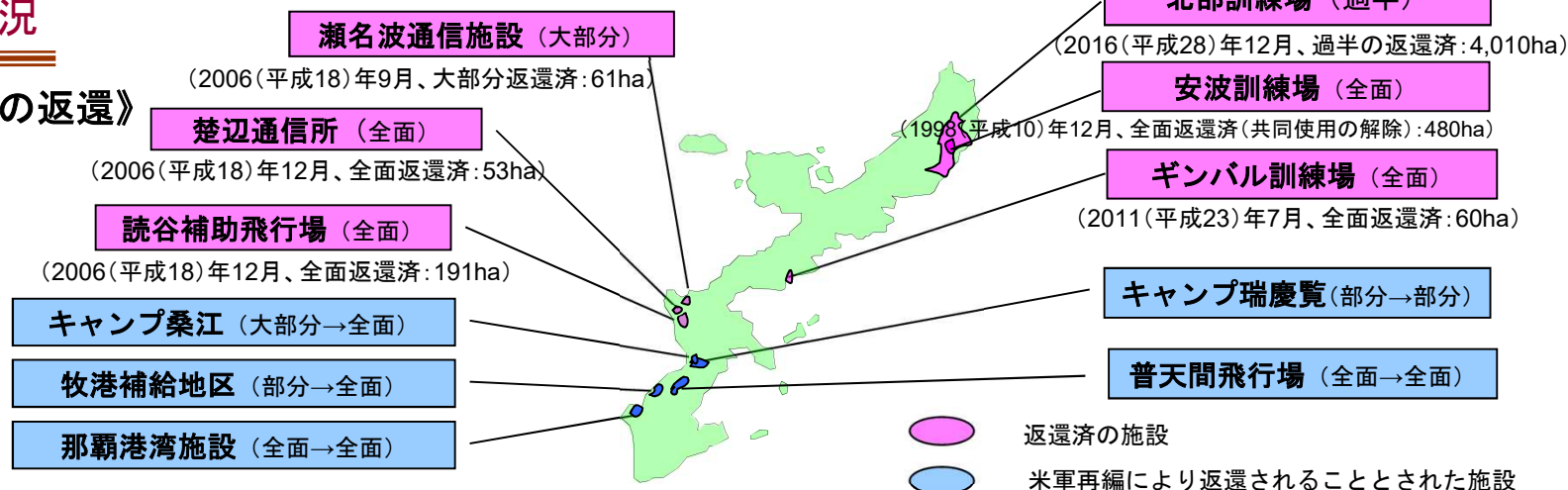
- ・ 1995(平成7)年に起きた不幸な事件
- ・ 沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否



- ・ 1996(平成8)年12月、日米間において、いわゆるSACO最終報告承認

主な進捗状況

《土地の返還》



《騒音軽減イニシアティブの実施》

- ・ 嘉手納飛行場における遮音壁の設置(2000(平成12)年7月、米軍へ提供済)
- ・ 嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転(2017(平成29)年1月、移駐完了)
- ・ KC-130航空機の移駐(米軍再編として日米間で鋭意協議した結果、15機のKC-130が2014(平成26)年8月26日に岩国飛行場へ移駐完了)

《訓練及び運用の方法の調整》

- ・ 県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練(1997(平成9)年以降、本土の5演習場へ移転実施済)
- ・ パラシュート降下訓練(2000(平成12)年7月以降、伊江島補助飛行場において実施済)

北部訓練場の過半の返還

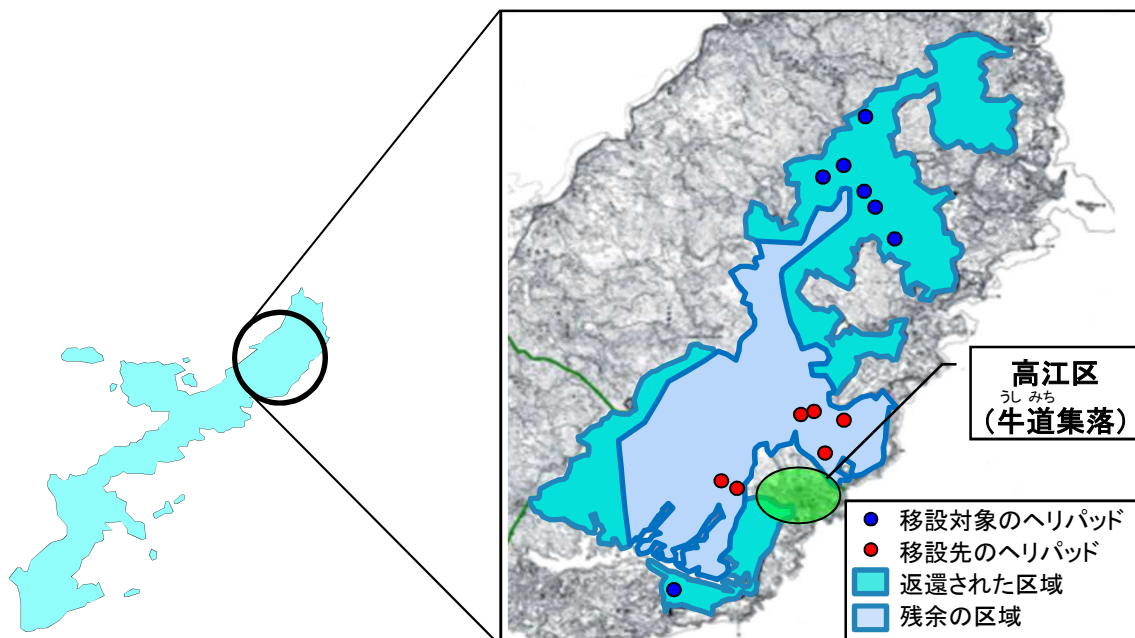
- ◎ 北部訓練場は、面積約7,500ヘクタールを有する沖縄県最大の在日米軍施設・区域
- ◎ 1996(平成8)年12月のSACO最終報告において、北部訓練場の過半(約4,000ヘクタール)の返還に合意
- ※ 返還条件: 返還区域にあるヘリパッド(7か所)を残余の部分に移設(6か所)



- ◎ **2016(平成28)年12月22日、ヘリパッドを移設し、北部訓練場の過半、約4,000ヘクタールの返還が実現**



- ◎ **返還後の支障除去措置を実施し、2017(平成29)年12月25日に所有者へ引き渡し。**
- ◎ **2021(令和3)年7月、返還地を含む沖縄本島北部が世界自然遺産に登録。**



ヘリパッドの移設により、
過半(約4,000ha)の返還を実現

面積: 約7,500ha → 面積: 約3,500ha



沖縄における米軍再編の状況

【嘉手納以南の土地の返還】

- 2013(平成25)年4月5日、統合計画公表。
- 嘉手納以南の施設・区域は、①速やかに返還できるもの、②機能の県内移設が完了すれば返還できるもの、③海兵隊の国外移転後に返還できるもの、という3区分で返還。

【凡例】 嘉手納以南の土地の返還対象
6施設・区域
(1,048ha+α(キャンプ瑞慶覧))
(面積は、平成25.1.1 現在)

陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
(全面返還 約16ha)

キャンプ桑江(レスター)
(全面返還 約68ha)

キャンプ瑞慶覧(フォスター)
(部分返還 約153ha+α)

普天間飛行場
(全面返還 約481ha)

牧港補給地区(キンザー)
(全面返還 約274ha)

那覇港湾施設
(全面返還 約56ha)

本土へ

【普天間飛行場の機能の分散】

- 空中給油機の運用機能を岩国飛行場に移転(2014(平成26)年8月26日、KC-130×15機が移駐完了)。
- 新田原基地及び築城基地の緊急時の使用。
- 普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認。

【共同使用】

- 陸自の訓練のため、キャンプ・ハンセンを使用。
- 空自は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のため、嘉手納飛行場を使用。

日本国外へ

【PAC-3の配備】

- 米軍PAC-3部隊が、嘉手納飛行場及び嘉手納弾薬庫地区に配備され、2006(平成18)12月末より運用を開始。

【兵力削減と国外への移転】

- 在沖米海兵隊要員約9,000名のグアム等日本国外への移転。
うちグアムへの移転は4,000名以上。

普天間飛行場代替施設建設事業の概要

○対象事業の名称 : 普天間飛行場代替施設建設事業

○事業者の名称 : 沖縄防衛局

○事業概要

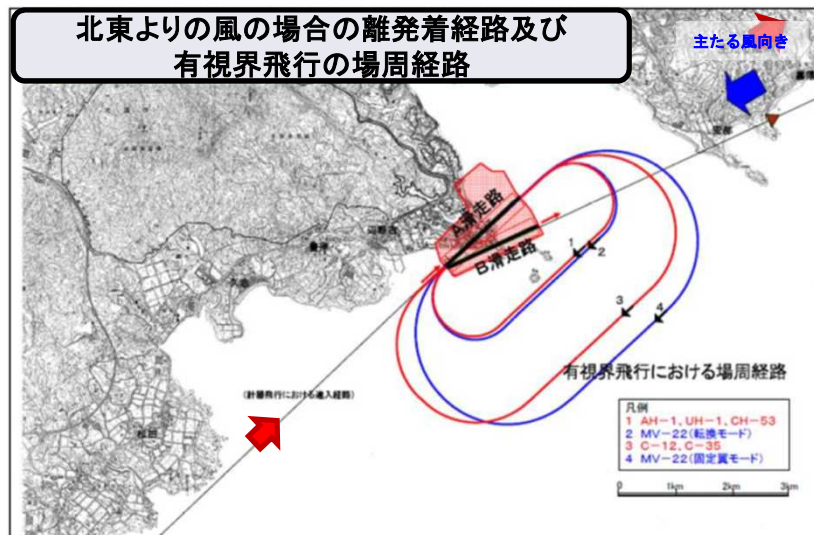
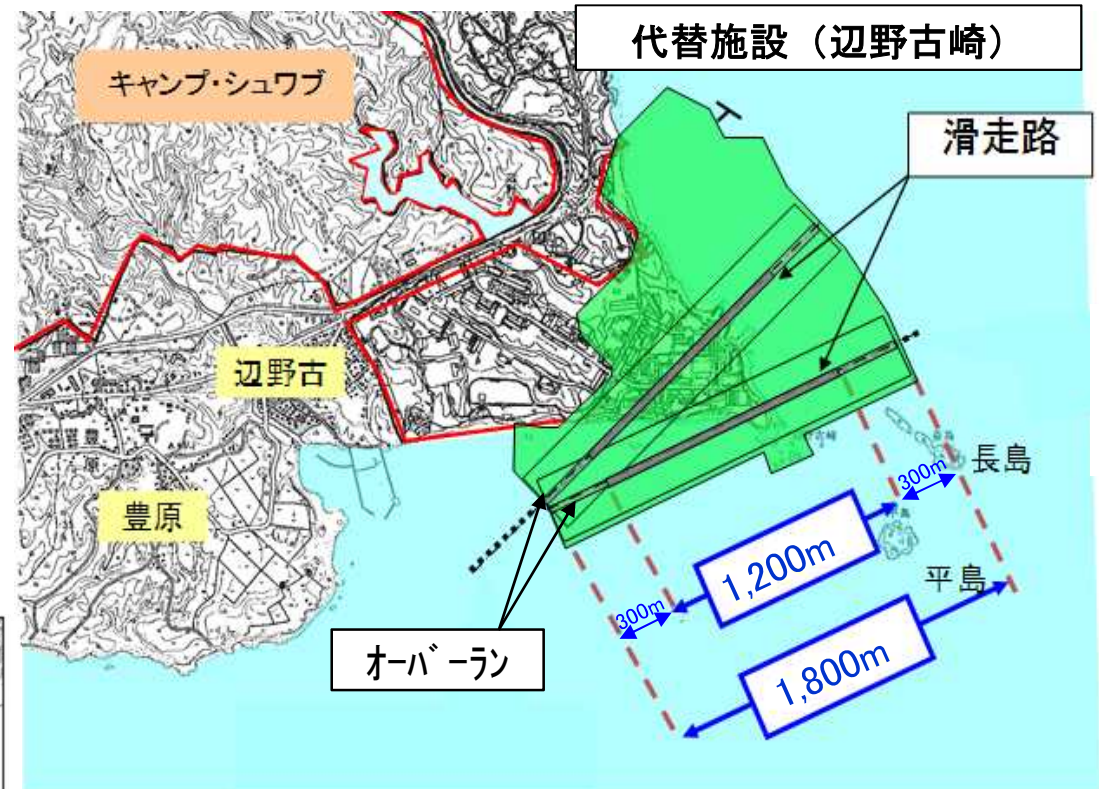
・ 飛行場の設置

滑走路 : 1200m 2本
(オーバーラン両側300mを含み1,800m)

飛行場区域 : 約205ha

・ 公有水面の埋立

埋立面積 : 約152ha
(埋立土量: 約2,020万m³)



A滑走路が飛行場への到着時の主たる滑走路として使用され、B滑走路が出発のために使用される主たる滑走路となる例(図中の赤い矢印)。

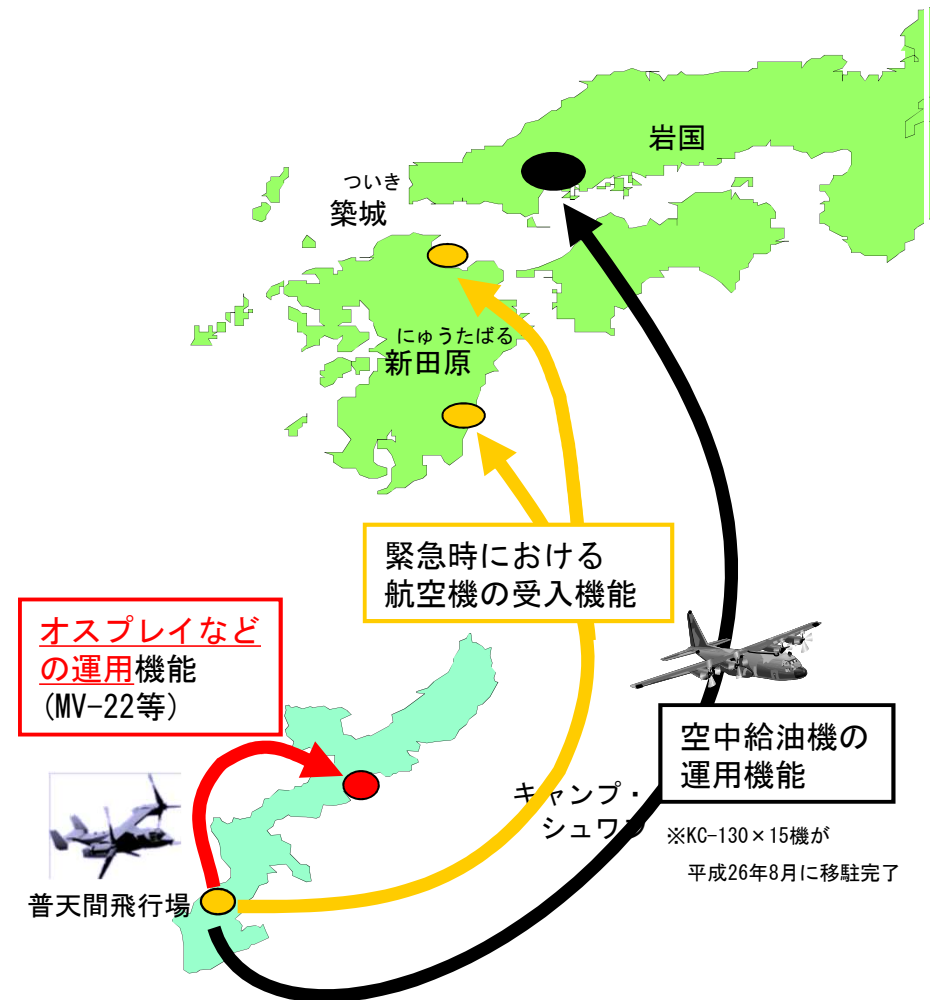
普天間飛行場の機能移転

- 普天間飛行場の3つの機能（①空中給油機の運用機能、②緊急時における航空機の受入機能、③オスプレイなどの運用機能）のうち、**オスプレイなどの運用機能についてキャンプ・シュワブに移転**するもの
- 代替施設は、基地の規模や配備機数など、沖縄の基地負担軽減に資するもの

普天間飛行場と代替施設の比較



項目	普天間飛行場	代替施設
面積	約476ha 1/3程度に	約152ha(埋立面積)
配備航空機	MV-22、CH-53、UH-1、KC-130等 ▲15機に	MV-22、CH-53、UH-1等
滑走路長	2,740m 2/3程度に	1,800m (滑走路長1,200m、オーバーラン両側300m)
住宅防音が必要な世帯	約1万2,000世帯 ゼロに	0世帯
その他	代替施設から戦闘機を運用する計画は有していない。	



普天間飛行場代替施設の工事の現状

2013年12月、沖縄県が公有水面埋立願書を承認

辺野古側

・沖縄県による承認の取消処分に係る訴訟（国勝訴）を経て、2018年12月から辺野古側の埋立工事に着手

⇒ 辺野古側の埋立工事は、昨年9月末以降、埋立てに必要な土量約319万立法メートルに対して、約318立方メートル投入済

大浦湾側

・2020年4月、大浦湾側の地盤改良等を追加した公有水面埋立変更承認申請

・沖縄県との訴訟を経て、2023年12月に承認

⇒ 2024年1月、大浦湾側の工事に着手
今後、環境保全にも配慮しつつ、地盤改良工事等を実施予定



在沖米海兵隊のグアム移転の経緯・概要

以前の計画

- ① 2006年5月「再編の実施のための日米ロードマップ」
 - 沖縄の負担軽減を図りつつ、抑止力を維持するため、以下の事項を相互に結びつけて計画。
 - ① 普天間飛行場の移設・返還、② 在沖米海兵隊のグアム移転、③ 嘉手納以南の土地の返還
 - 第3海兵機動展開部隊(ⅢMEF)の要員約8,000名(司令部中心)とその家族約9,000名が沖縄から2014年までにグアムに移転。
 - 2009年にグアム協定を締結。
- ② 2011年6月「2+2」共同発表
 - 移転を2014年より後のできるだけ早い時期に完了させるとのコミットメントを確認。



- ・米国防授權法において、グアム移転に関する資金が凍結（2011年12月）。
- ・①沖縄の負担軽減の早期実現、②米軍のリバランス政策、③米国議会からのグアム移転経費の削減要求を踏まえ、在日米軍再編見直しを協議。

現在の計画

- ① 2012年4月「2+2」共同発表における再編計画の調整
 - 「グアム移転」及び「嘉手納以南の土地の返還」を「普天間飛行場の代替施設に関する進展」から切り離し。
 - 要員約9,000名(司令部+実動部隊)とその家族が沖縄から日本国外に移転。
(うち、約4,000名とその家族がグアムに移転)
 - グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場の整備について協力(自衛隊も共同使用)。
- ② 2013年10月「2+2」共同発表
 - 沖縄からグアムへの移転は、2020年代の前半に開始。
 - 「グアム協定改正議定書」への署名(2014年5月発効)。

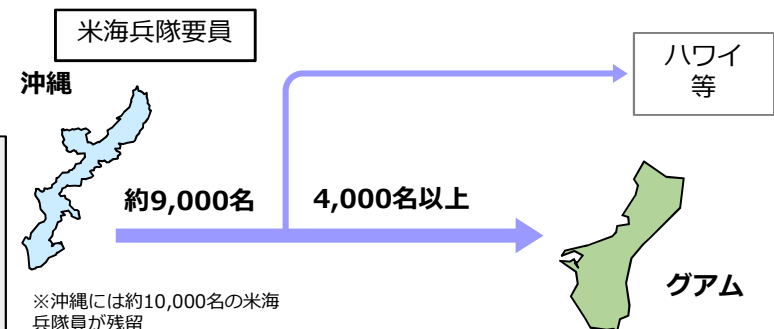
- ① 総額：86億ドル(2012年度価格)
- ② 日本側上限28億ドル(2008年度価格)
- ③ 米側：残余及び追加的な費用



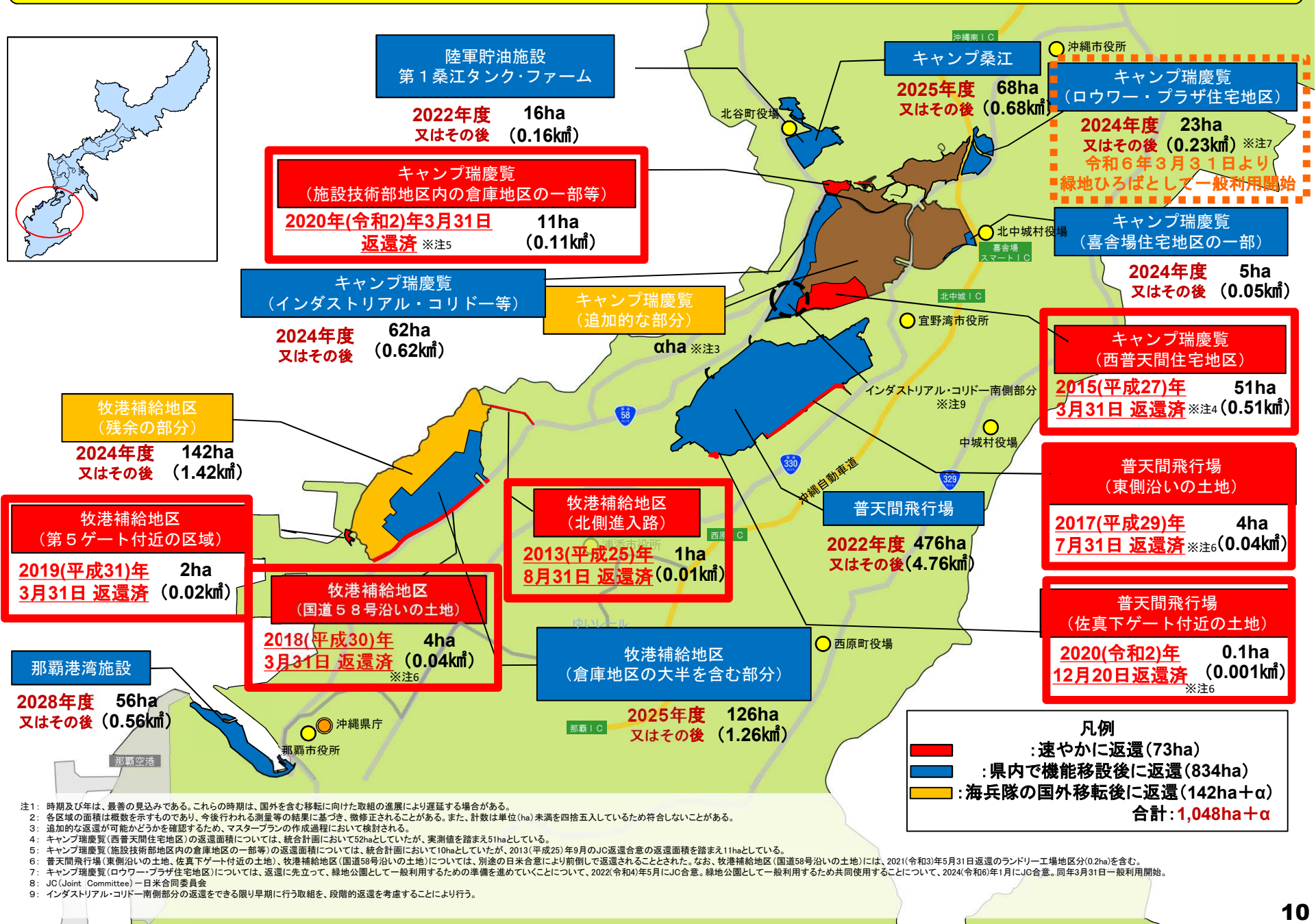
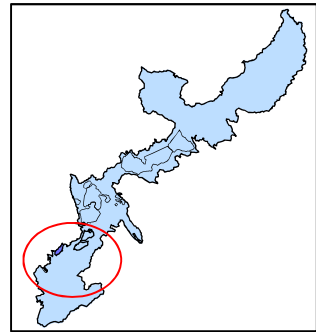
- ・米国防授權法において、資金凍結が解除(2014年12月)

- ③ 2023年1月「2+2」共同発表
 - 2024年に開始される米海兵隊要員の沖縄からグアムへの移転を含む、米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認。

現在、各地区において移転事業を実施。

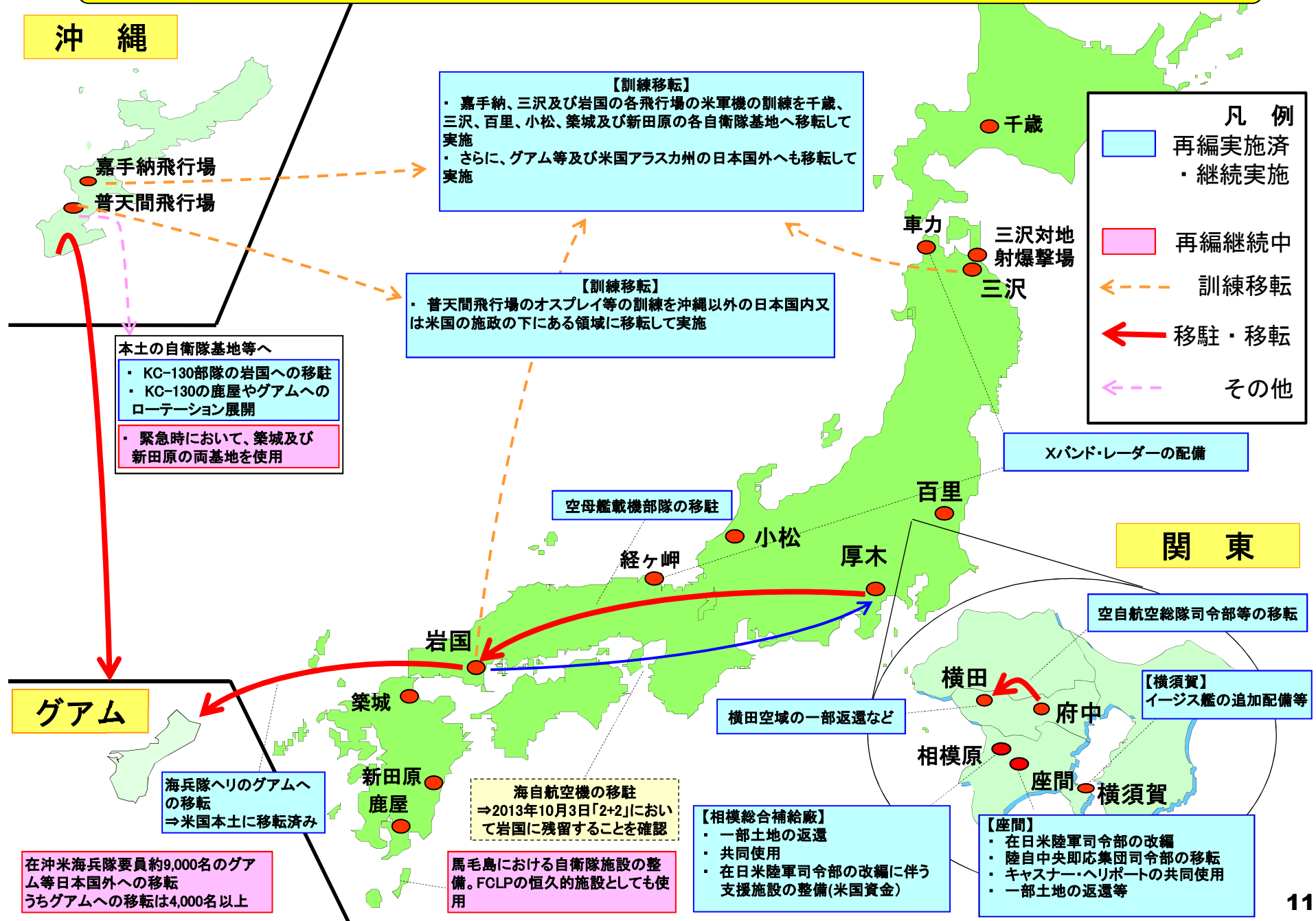


嘉手納飛行場以南の土地の返還(統合計画)



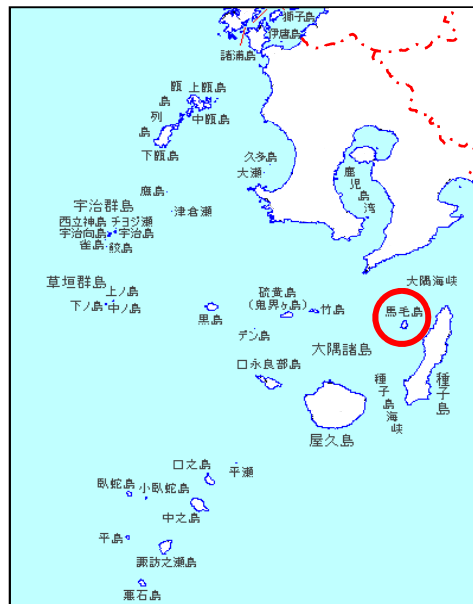
注1: 時期及び年は、最善の見込みである。これらの時期は、国外を含む移転に向けた取組の進展により遅延する場合がある。
 注2: 各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量等の結果に基づき、微修正されることがある。また、計数は単位(ha)未満を四捨五入しているため符合しないことがある。
 注3: 追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。
 注4: キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の返還面積については、統合計画において52haとしていたが、実測値を踏まえ51haとしている。
 注5: キャンプ瑞慶覧(施設技術部地区内の倉庫地区の一部等)の返還面積については、統合計画において10haとしていたが、2013(平成25)年9月のJOC返還合意の返還面積を踏まえ11haとしている。
 注6: 普天間飛行場(東側沿いの土地、佐真下ゲート付近の土地)、牧港補給地区(国道58号沿いの土地)については、別途の日米合意により前倒しで返還されることがされた。なお、牧港補給地区(国道58号沿いの土地)には、2021(令和3)年5月31日返還のランドリー工場地区分(0.2ha)を含む。
 注7: キャンプ瑞慶覧(ロウワー・プラザ住宅地区)については、返還に先立って、緑地公園として一般利用するための準備を進めていくことについて、2022(令和4)年5月にJOC合意。緑地公園として一般利用するため共同使用することについて、2024(令和6)年1月にJOC合意。同年3月31日一般利用開始。
 注8: JOC(Joint Committee)ー日米合同委員会
 注9: インダストリアル・コリドー南側部分の返還をできる限り早期に行う取組を、段階的返還を考慮することにより行う。

本土における在日米軍再編の概要



馬毛島の概要

所在地： 鹿児島県西之表市（にしのおもてし）
 面積： 7.47 km²（公簿上の土地面積）
 標高： 最高約70 m
 距離： 種子島から約10 km
 環境： 自然公園等の指定なし

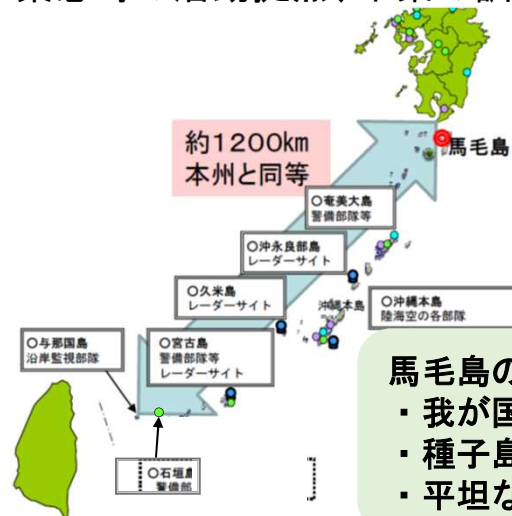


馬毛島に自衛隊施設を整備する必要性

- 我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面。
- 我が国周辺では 軍備増強が急速に進展。力による一方的な現状変更の圧力が強まっている。

我が国島嶼部に対する攻撃への対処等のため、
南西地域に自衛隊の活動拠点を整備

- ・ 南西諸島は南北に長大だが、自衛隊の施設は限定。
- ・ 自衛隊の活動・訓練拠点の空白が存在。
- ・ 緊急時の活動拠点、平素の訓練拠点が必要。



馬毛島の特長

- ・ 我が国の南西地域に所在し、岩国に比較的近い。
- ・ 種子島から約10キロ離れている。
- ・ 平坦な地形であり、滑走路等の施設建設が比較的容易。

馬毛島に自衛隊施設ができれば、**我が国の平和と安全に非常に大きな意義**がある。
大規模災害発生時には、この**地域における救援活動が、よりの確に行える**ようになる。

アジア太平洋地域における米空母の活動を確保し、日米同盟の抑止力・対処力を強化

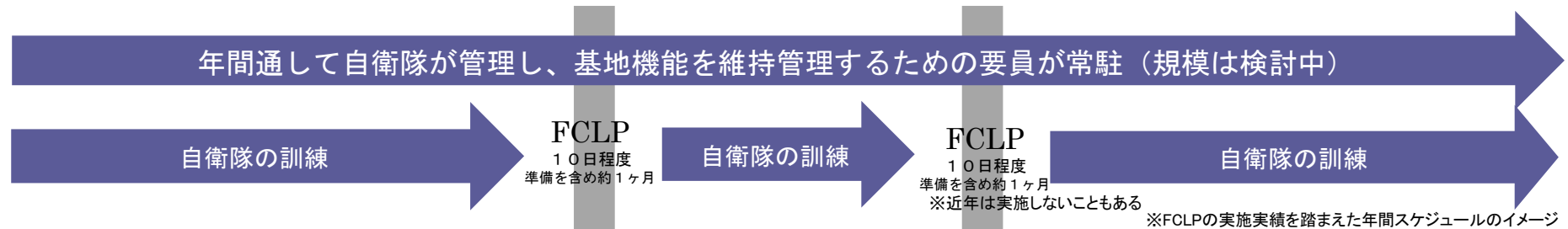
- ・ 米空母がアジア太平洋地域で恒常的に活動するためには、FCLP施設が我が国に必要。
- ・ 硫黄島は配備地(岩国)から遠く安全性が問題となっている。



※ 平成23(2011)年6月「2+2」共同発表において、「新たな自衛隊の施設のため、馬毛島が検討対象」「併せて米軍の空母艦載機離発着訓練の恒久的な施設として使用」と明記

馬毛島における自衛隊施設の使用のイメージ

- 馬毛島における自衛隊施設は、自衛隊が普段は主に訓練場として使用。災害等の緊急事態には人員物資の集積展開拠点。また、FCLPに使用。
- **年間を通じて自衛隊が管理し、大半の時期を自衛隊が使用。**
- 海空自衛官を中心に200名程度を配置予定。主な業務は基地の維持管理。



自衛隊による訓練の内容は、①他の地域からの展開訓練、②島嶼防衛のための訓練、③災害対応のための訓練。
(以下は、現時点で実施される可能性がある訓練)



連続離着陸訓練
(F-35,F-15,F-2等)



模擬艦艇発着艦訓練
(F-35B)



不整地着陸訓練
(C-130)



機動展開訓練
(F-35,F-15,F-2等)



エアクッション艇操縦訓練



離着水訓練及び救難訓練(US-2)



水陸両用訓練
(AAV,エアクッション艇等)



救命生存訓練



ヘリコプター等からの展開訓練(CH-47,V-22)



空挺降投下訓練



災害対処訓練
(UH-60)



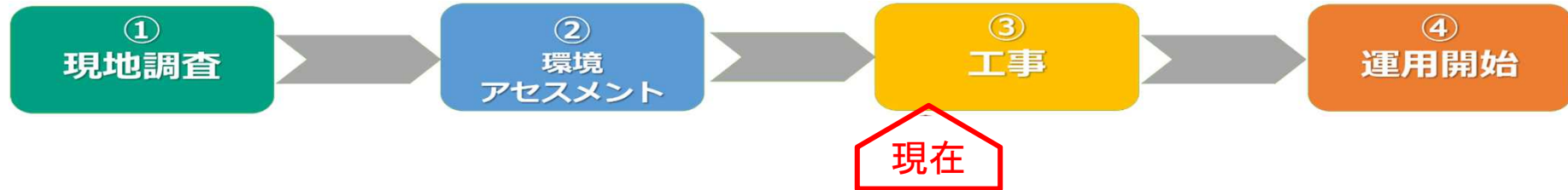
PAC-3機動展開訓練

馬毛島における自衛隊施設の整備の取組状況

令和2年（2020年）1月～

令和3年（2021年）2月～

令和5年（2023年）1月～



令和元年	11月	馬毛島の大半の土地を所有する者と取得について一定の合意（売買額約160億円）
令和3年	2月	環境アセスメントの手続を開始。（環境影響評価方法書を公告、縦覧、住民説明会の実施）
令和4年	1月	「2+2」共同発表 日本側から早期の整備に向け政府全体として努力していく旨表明し、米側は日本側の取組を歓迎 馬毛島における施設整備の入札公告の開始
	2月	西之表市長による防衛大臣への要請、西之表市との協議の場の設置
	9月	西之表市長が、市に求められる行政手続等があれば適切に対応する旨表明
	11月	鹿児島県知事が、理解せざるを得ない旨表明
令和5年	1月	環境影響評価書を公告、縦覧、馬毛島の陸上での工事を開始
	3月	鹿児島県知事から、海底の土地使用等に係る申請に対する許可。馬毛島周辺の海上での工事を開始

FCLPとは

- FCLP(Field-Carrier Landing Practice:空母艦載機着陸訓練)とは、空母出港前に、空母艦載機のパイロットが着艦資格を取得するため、滑走路の一部を空母に見立てて実施する着陸訓練。
- FCLPのうち、夜間に実施される訓練をNLP(Night Landing Practice:夜間着陸訓練)という。
- 訓練期間:年間概ね1~2回(現在、硫黄島で実施している訓練は1回当たり10日間程度で、訓練は日中から深夜にまで及ぶ。なお、事前の準備や訓練を含めても1回の訓練期間は、概ね30日程度)

